

合併協定書

吳
豊

市
町

- 1 合併の方式
豊田郡豊町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。
- 2 合併の期日
合併の期日は，平成17年3月20日とする。
- 3 財産及び公の施設の取扱い
豊町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。
- 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い
議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第6条第2項及び第3項の規定により，呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り，豊町の区域により選挙区を設けるものとし，当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は，1人とする。
- 5 農業委員会の取扱い
 - (1) 豊町農業委員会は，呉市農業委員会に統合する。
 - (2) 合併特例法第8条第1項の規定により，豊町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り，呉市農業委員会の委員の残任期間，引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 6 地方税の取扱い
地方税は，呉市の制度に統一する。ただし，法人市民税法人税割については，合併特例法第10条第1項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
- 7 一般職の職員の身分の取扱い
 - (1) 豊町の一般職の職員は，すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。
 - (2) 職員の任免，給与その他身分の取扱いについては，呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。
- 8 特別職の身分の取扱い
豊町の特別職の身分の取扱いについては，両市町の長が別に協議して定める。
- 9 行政組織機構の取扱い
 - (1) 豊町役場は，支所とする。ただし，組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。
 - (2) 豊町に置かれている附属機関は廃止するが，合併後の附属機関の在り方については，必要により適切な措置を行うものとする。

10 一部事務組合等の取扱い

豊町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、芸予衛生組合については、関係自治体の合併の動向に配慮しながら、その取扱いを決定するものとする。

11 使用料・手数料等の取扱い

(1) 使用料は、呉市の制度に統一するものとする。ただし、豊町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。

(2) 手数料は、呉市の制度に統一するものとする。

12 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整を図るものとする。

(1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

(2) 独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる。

(3) 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

(1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。

(2) 豊町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

14 町字名の取扱い

豊町の町字名については、豊町の意向を尊重し、決定する。

15 慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、原則として呉市の制度に統一するものとする。

16 各種事務事業の取扱い

16- 1 福祉制度の取扱い

(1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、豊町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

(2) 保育料は、呉市の基準に統一するものとする。

16- 2 介護保険事業の取扱い

- (1) 原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、豊町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。
- (2) 介護保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

16- 3 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 原則として呉市の制度に統一するものとする。
- (2) 国民健康保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

16- 4 保健・医療制度の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、豊町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

16- 5 環境事業の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、豊町地域で実施しているごみ・し尿の収集・処理事業及び体制（料金を含む。）については、当分の間、現行のとおりとする。

16- 6 商工業・観光の振興

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、豊町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

16- 7 農林水産業の振興

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、豊町地域の農林水産事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

16- 8 まちづくり建設事業

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、豊町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- (2) 町道，公園，住宅，港湾施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。

16- 9 教育・文化・スポーツの振興

- (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、豊町地域の学校教育・社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

- (2) 学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。

16-10 人権行政の取扱い

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，豊町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

16-11 コミュニティの振興等

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，豊町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。

16-12 水道事業の取扱い

- (1) 豊町の水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。
- (2) 水道料金は，呉市の基準に統一するものとする。

16-13 下水道事業の取扱い

- (1) 豊町の農業集落排水事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，整備を図っていくものとする。
- (2) 農業集落排水使用料は，呉市の基準に統一するものとする。
- (3) 農業集落排水事業分担金は，当面現行のとおりとし，3年をめどに制度の統一を図るものとする。

16-14 消防・防災体制整備

- (1) 豊町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。
- (2) 豊町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。

16-15 独自事業の取扱い

- (1) 生活バスの運行については，現行路線の維持継続を基本方針とする。ただし，呉地域全体の生活バス路線の再編について，引き続き検討していくものとする。
- (2) 豊町営三角渡船事業については，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。ただし，運営方法等については，引き続き検討していくものとする。
- (3) 豊町伝統的建造物群保存地区保存助成事業は，呉市が引き継ぎ，実施していくものとする。
- (4) C A T V（有線放送）事業は，呉市が引き継ぎ，実施していくものとする。ただし，共同受信及びインターネットサービスを主目的とし，豊浜町の施設

との統合も検討していくものとする。

17 新市建設計画

合併後の建設計画は、別添の「呉市・豊町合併建設計画(まちづくりビジョン)」に定めるところによるものとする。